

「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」の一部改正（案）について

令和 7 年 8 月

環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 改正の背景及び目的

「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」（以下「規程」という。）は、廃棄物処理施設等の設置等に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の事前審査等の必要な事項を定め、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進及び廃棄物又は汚染土壌の適正処理の推進を図り、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的としている。

令和 7 年 1 1 月に、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）が全面施行される予定であり、同法に規定される環境大臣の認定を受けた、高度再資源化事業の用に供する施設、高度分離・回収事業の用に供する施設及び再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設並びにこれらの施設における廃棄物等の保管の場所（以下「高度再資源化等施設」という。）は、廃棄物処理法の規定に基づく各種施設許可を受けたものとみなされることになる。

規程では、環境大臣が認定する、廃棄物処理法第 9 条の 1 0 第 1 項及び同法第 1 5 条の 4 の 4 第 1 項の規定による無害化処理の用に供する施設の設置等を、規程に基づく協議（以下「事前協議」という。）の対象としていることから、高度再資源化等施設についても同様に事前協議の対象に加えるべく、規程の一部改正を行うものである。

2 改正案の主な概要

- (1) 規程第 2 条において「高度再資源化等施設」を定義するとともに、事前協議の対象となる廃棄物処理施設等に「高度再資源化等施設」を追加
- (2) 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）の一部改正に伴う条号ずれを修正
- (3) その他文言の整備

3 施行日

令和 7 年 12 月 1 日（予定）